

別紙 令和7年度 給与支払報告書 定額減税分書き方(摘要欄)

7	※	※ 種 別												※ 整理番号											
		※ 区分												(受給者番号) ABC-XYZ											
		住所 甲府市丸の内1丁目18番1号 ハイソ甲府501号室												(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3											
		氏名 三枝 幸男												(フリガナ) サエグサ サチオ											
		種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額											
		給料・賞与		14,400,000		12,300,000				3,599,930				1,092,400											
		(源泉) 控除対象配偶者 の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				障害者の数 (本人を除く。)				非居住者 である親 族の数											
		老人		特定		老人		その他		特別		その他													
		有		従有		1				1		1													
		社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額											
1,569,930				120,000				50,000				205,000													
(摘要)																									
源泉徴収時所得税減税控除済額 90,000円 控除外額 0円																									
非控除対象配偶者減税有 三枝花子(同配)																									
生命保険料 の金額の内訳		新生命 保険料 の金額		旧生命 保険料 の金額		介護保険 料の金額		新個人年金 保険料 の金額		旧個人年金 保険料 の金額															
180,000		100,000		90,000		360,000		180,000																	
住宅借入金 等特別控除 適用枚数		2		居住開始年月日 (1回目)		30 1 10		住宅借入金等 特別控除分 (1回目)		住(特)		住宅借入金等 年末残高(1回目)		11,500,000											
住宅借入金等 特別控除 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		3 8 20		住宅借入金等 特別控除分 (2回目)		住(特)		住宅借入金等 年末残高(2回目)		9,000,000											
(源泉) 特別 控除対象 配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の 計所得		国民年金保険 料等の金額		旧長期障害 保険料の金額		所得金額 調整控除額													
		サエグサ サチオ						176,460		19,600		150,000													
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		5人目以降の 控除対象扶養 親族の個人番号													
1		三枝 一郎																							
2																									
3												5人目以降の 16歳未満の扶養 親族の個人番号													
4																									
未 成 年 者		死 亡 退 職		災 害 者		乙 種		本人が障害者 その他		ひ と り 親		勤 労 学 生		中途就・退職		受給者生年月日									
														就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日									
														昭和 40 1 1											
支 払 者		個人番号又は 法人番号		(右詰で記載してください)																					
		住所(居所) 又は所在地		甲府市相生2-17-1																					
		氏名又は名称		株式会社 コウフ (電話) 055-237-5398																					

【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

(注)「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

所得税の定額減税に関する事項の記載例

【年末調整をしない給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

(注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

詳しくは国税庁ホームページ

「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」
をご覧ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>